

**群馬県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)
に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告について**

群馬県健康福祉部障害政策課

Ver.1(R4.2)

目次

1 仕入控除税額報告の概要

[1]消費税の納付と補助金について	3
[2]報告の目的について	4
[3]報告の時期について	4
[4]報告の提出先について	4

2 仕入控除税額の算定について

[1]仕入控除税額フローチャート	5
[2]返還額が0円の場合	6
[3]返還額がある場合	7

3 県への提出書類について

[1]返還額が0円の場合	9
[2]返還額がある場合	9

※ この資料は、群馬県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）費補助金（以下、「補助金」という。）の交付を受けた障害福祉サービス施設・事業所運営法人が仕入控除税額の報告を行うためのものです。

なお、この支援事業のうち、「職員に対する慰労金の支給事業」のみ交付決定を受けた法人は、本報告書の提出は不要です。

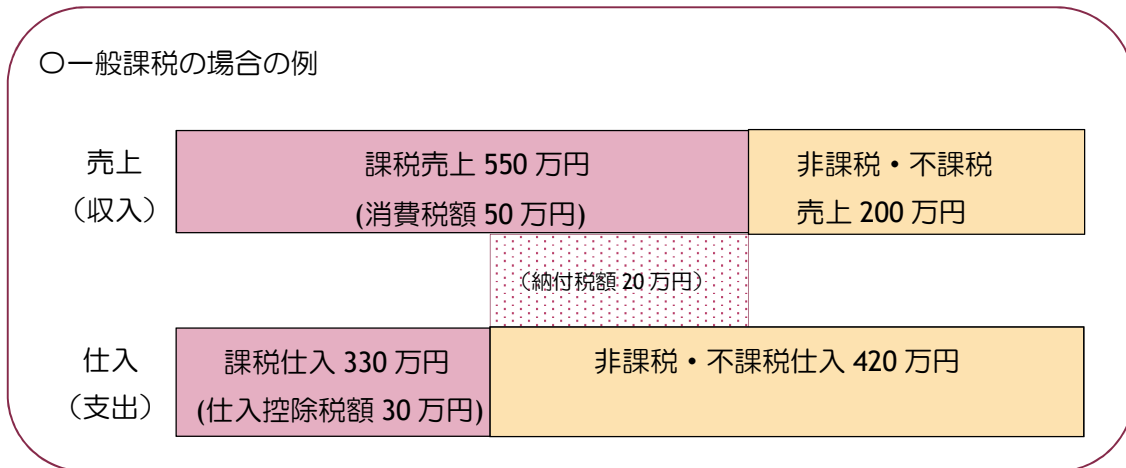
その他の補助金に関することは、それぞれ補助金の交付事務を行った部署にお問い合わせください。

また、消費税の申告方法については、税理士や税務署に御相談ください。

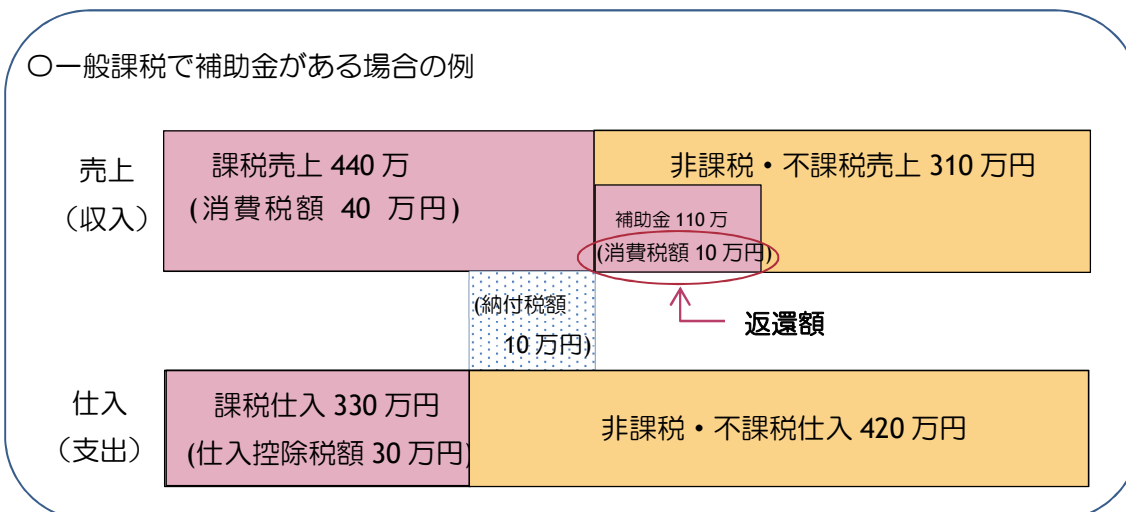
1. 仕入控除税額報告の概要

[1]消費税の納付と補助金について

事業者は、課税売上げに係る消費税から、課税仕入れに係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）を控除した金額を、税務署に納付します。



一方、補助金は、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、不課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないこととなります。



[2]報告の目的について

[1]の理由により、補助金交付要綱では、交付の条件として補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額の報告を定めており、これを行わないと交付条件違反として、補助金返還となる場合があります。

なお、仕入控除税額返還が生じる場合は、後日、県から納入通知書を発行しますので、事業者は、金融機関の窓口で納付してください。（県からの納入通知書の送付を待たず、現金書留等で補助金を返還しないようお願いします。）

[3]報告の期限について

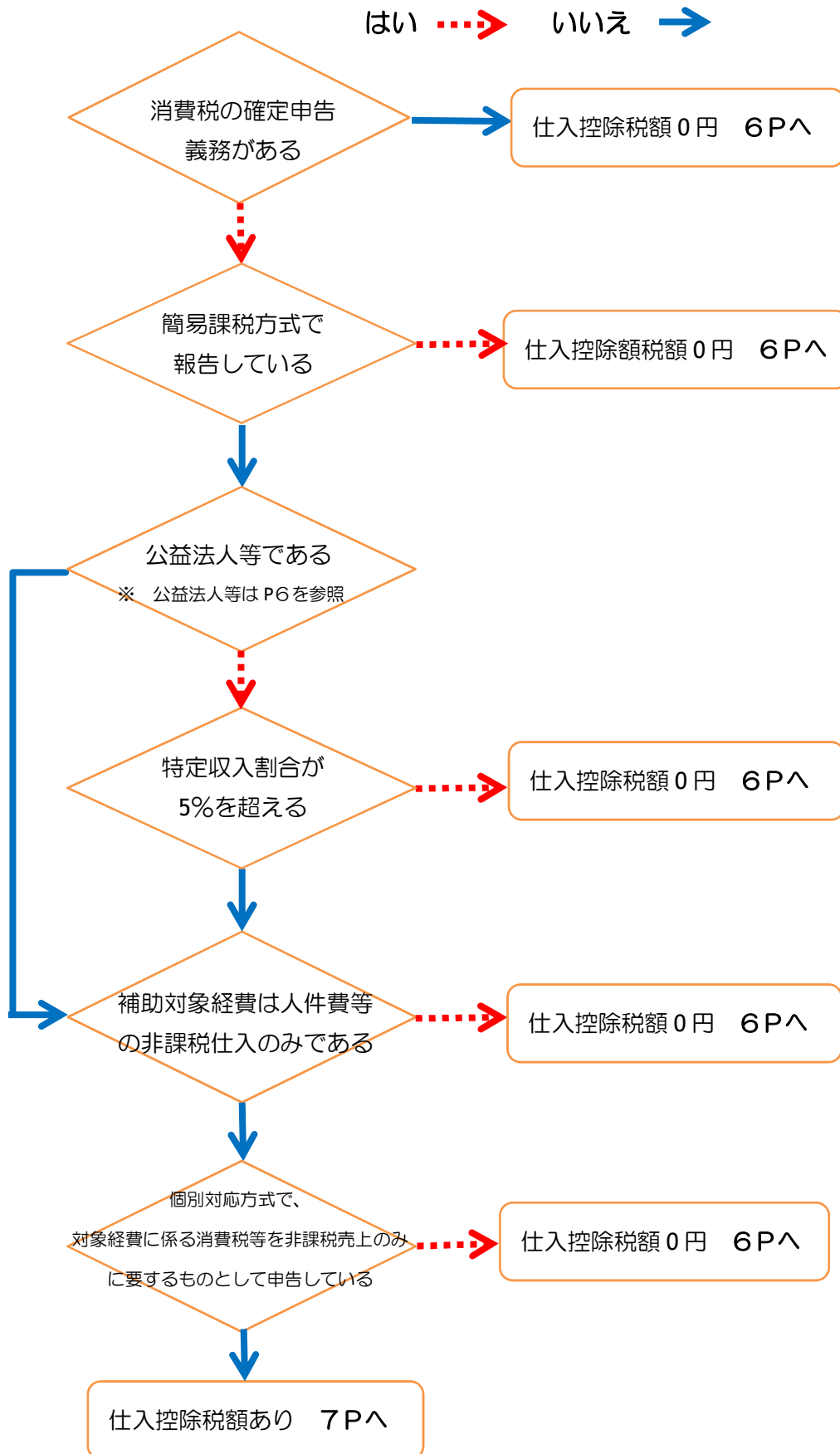
令和4年3月18日（金）までに提出してください。（必着）

[4]報告の提出先について

- ・提出先： 群馬県健康福祉部障害政策課
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
- ・提出方法： 紙媒体を郵送
（封筒に「消費税仕入控除税額報告書在中」と朱書きしてください）
- ・問合せ先：
担 当：感染防止対策支援事業担当
電 話：027-897-2894(直通)（平日9:00～12:00、13:00～17:00）
E-mail：shougai-corona@pref.gunma.lg.jp

2. 仕入控除税額の算定について

[1]仕入控除税額フローチャート



[2]返還額が 0 円の場合

次のような事業者は、原則返還金がありません。

- ・消費税の申告義務がない。
- ・簡易課税方式で申告している。
- ・公益法人等であり、特定収入割合が 5%を超えている。
- ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。
- ・補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として計上している。

※返還額が 0 円の場合でも、報告は必要です。

なお、「職員に対する慰労金の支給事業」のみ交付決定を受けた法人は、本報告書の提出は不要です。

公益法人等とは？

地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。

詳しくは消費税法別表第三を確認してください。

[3]返還額がある場合

[2]以外の場合には、消費税等に係る仕入控除税額が発生しますので、次のとおり、計算の上、県に報告してください。

※ 課税仕入に係る税率が2種類含まれる場合はそれぞれ分けて計算し、それらを足し上げてください。

■ 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{10}{110}$$

■ 課税売上割合が95%未満の場合、又は課税売上割合が95%以上かつ課

税売上高が5億円を超える場合であり、**一括比例配分方式**を採用している

場合

補助対象経費のうち課税仕入等に係る消費税額	仕入控除税額 (控除する消費税額)	課税売上割合 で按分
	控除できない消費税額	

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額}}$$

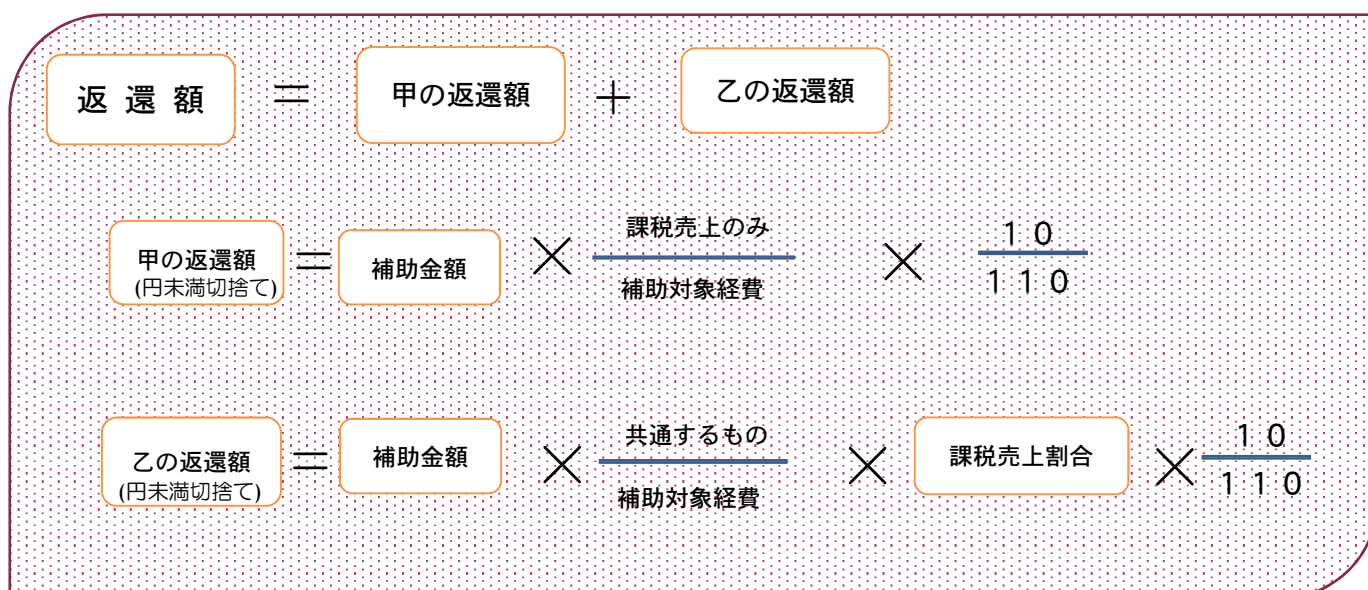
※基本的に、仕入控除税額を計算するときは端数処理を行いません。

■ 課税売上割合が95%未満の場合、又は課税売上割合が95%以上かつ

課税売上高が5億円を超える場合で、**個別対応方式**を採用している場合

補助対象経費のうち課税仕入に係る消費税額	甲 課税売上のみに対応するもの	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	乙 甲と丙に共通するもの	
	丙 非課税売上のみに対応するもの	控除できない消費税額

↑
課税売上割合
で按分
↓



小数点以下の処理について

課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。

返還額については、円未満を切り捨ててください。

3 県への提出書類について

[1]返還額が 0 円の場合

消費税の確定申告義務がない場合	仕入控除税額報告書 チェックリスト
簡易課税方式で申告している場合	仕入控除税額報告書 チェックリスト 確定申告書(簡易課税用)(写)
特定収入割合が5%を超えている場合	仕入控除税額報告書 チェックリスト 確定申告書(写) 特定収入割合の計算過程が分かる書類(写)
補助対象経費は人件費等の非課税仕入のみである場合 個別対応方式で、対象経費に係る消費税等を非課税売上のみによするものとして申告している場合	仕入控除税額報告書 チェックリスト 確定申告書(写) 補助金の対象経費の内訳が分かる書類(様式任意)

[2]返還額がある場合

- ・ 仕入控除税額報告書
- ・ チェックリスト(事務担当者欄のみ記載)
- ・ 返還額計算内訳書
- ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写)
- ・ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写)
- ・ 特定収入がある場合は仕入控除税額計算表(写)

※ いずれの場合も、提出の際はお手元に控えを保管してください。

☆消費税や仕入控除税額等についての詳しい内容については、

国税庁のHP (<http://www.nta.go.jp>) を御確認ください。